第４部　南海トラフ地震防災対策

第１章　対策の考え方

【体系図】

第１節　南海トラフ地震防災対策の経緯　P4-3

第２節　基本的な考え方　P4-3

第３節　南海トラフ地震の被害想定　P4-3

第１章　対策の考え方

第１節　南海トラフ地震防災対策の経緯

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた東海地震、東南海地震及び南海地震を包含する大規模地震である。

~~南海トラフ~~東海地震に関しては、昭和53年に大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が制定され、駿河湾沖で発生する東海地震を対象に震度６弱以上が想定される市町村が地震防災対策強化地域として指定され、防災対策の推進、警戒宣言発令時の対応計画が策定されてきた。

市域は、東海地震の地震防災対策強化地域には指定されていないものの、東海地震が発生した場合、震度５強から震度５弱程度と予想されることから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を考慮して、都地域防災計画　震災編　第４部　第１章～第４章　南海トラフ地震等防災対策　及び　第５章　東海地震事前対策を踏まえ、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策を定めてきた。

平成29年に公表された中央防災会議の下に設置された「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」の報告において、現時点では地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法は無いとの指摘があり、気象庁では、平成29年11月1日から、これまでの東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を停止し、南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を発表する「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。

このような経緯から、第４部を南海トラフ地震防災対策とし、必要な対策を講じる。

第２節　基本的な考え方

市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく防災対策推進地域に指定されていないが、想定される震度は、震度５強から震度５弱程度であることから、南海トラフ地震に関する防災対策を定める。

なお、南海トラフ地震防災対策については、第２部　震災対策に準じて、地震が発生した場合の対応を行うこととする。

第３節　南海トラフ地震の被害想定

都は、最大クラスの巨大地震が都に与える影響を把握するため、南海トラフ地震について被害想定を実施し、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和４年５月）」を公表している。

１　南海トラフ地震の想定結果の概要

（１）地震動（地震のゆれ）

震度は、多摩地区で概ね震度５強以下と想定されている。

（２）液状化

液状化は、地震動が小さいため、危険度が低いと想定されている。

（３）被害

○ 揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による建物被害や屋外転倒物等の発生は限定的である。また、出火件数も限定的であるが、出火場所が木造住宅密集地である場合は、延焼して多くの建物が消失する可能性がある。

○ 死傷を伴う人的被害は限定的である。

○ 首都圏全域で公共交通機関が停止し、外出先での滞留者、徒歩帰宅者による道路渋滞が発生する可能性がある。

○ ライフラインの被害、交通施設の被害は限定的である。鉄道は、被災当日から翌日にかけて輸送できない可能性がある。被害が大きい東海地域以西へ向かう道路、鉄道は中長期にわたり利用できない可能性がある。

○ 買いだめ、買い急ぎ行動により小売店舗の食料品、生活必需品が品切れとなる。さらに、流通機能の低下、生産地での工場等の被災により、物資不足が深刻となる可能性がある。

○ 関連企業や取引先企業の被災やサプライチェーンの寸断による経済･企業活動への影響は甚大となる可能性がある。

第２章　南海トラフ地震に関連する情報

【体系図】

第１節　南海トラフ地震に関連する情報の発表　P4-7

第２節　情報伝達　P4-9

第２章　南海トラフ地震に関連する情報

第１節　南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、これまでの東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を停止し、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したことから、「南海トラフ地震に関連する情報」について、広く市民に情報提供を実施する。

１　南海トラフ地震に関連する情報の発表

（１） 情報の種類及び発表の条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。この情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

情　報　名	発　表　条　件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

（２）「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード等

気象庁は、次のとおり情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5~30 分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ・1 か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で 2 時間後	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・「巨大地震警戒」又は「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（３）南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

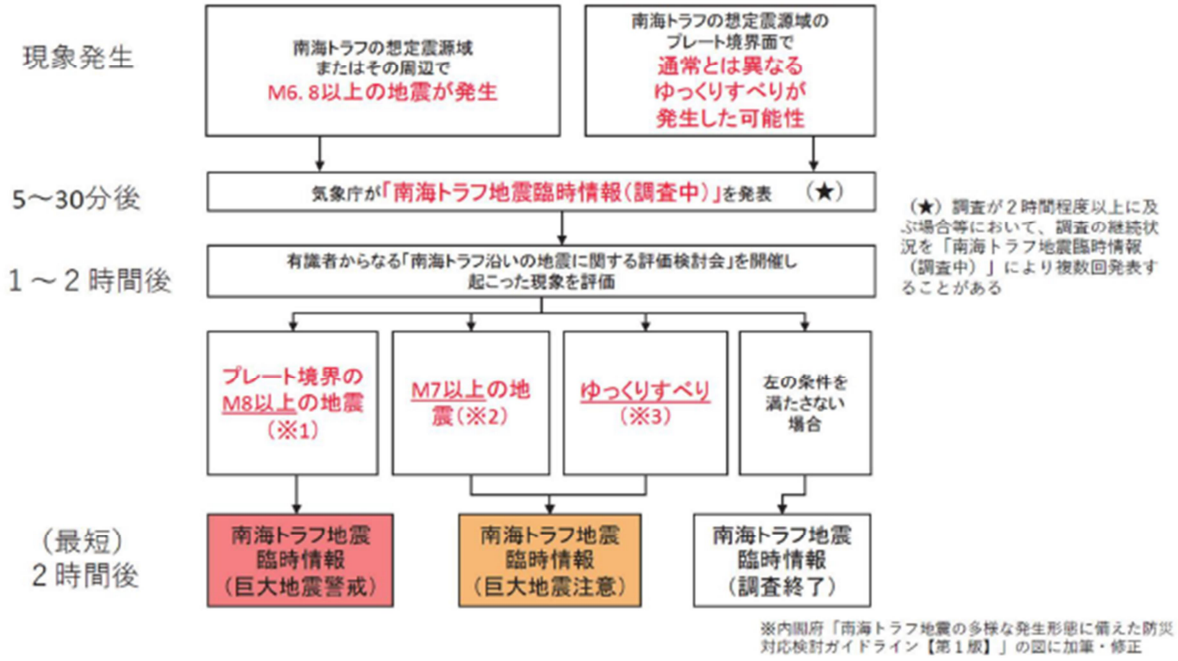

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（資料）気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」（令和元年５月 31 日）

第２節　情報伝達

１　情報伝達体制の整備

気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」を迅速に把握し、機能的に市民、関係機関へ情報伝達ができる体制を構築する。

また、災害対策本部にて被害情報等の共有化や市の対策立案、広報体制の確立及び必要な連絡調整を行う。

２　市民への情報提供等

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表した場合は、次のような多様な手段を講じて市民に伝達する。

○ 市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

○ 情報伝達手段については、第２部　震災対策　第７章　情報通信の確保に定める手段を活用し、繰り返しての広報に努める。

第３章　防災対策

【体系図】

第１節　南海トラフ地震への対応　P4-13

第３章　防災対策

第１節　南海トラフ地震への対応

１　対応の基本

最初の地震により、市が被災した場合は、第２部　震災対策に基づき災害応急対策を実施する。

被災に至らなかった場合は､後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に対応して、次の防災対策を実施する。

<table>
<tr><th rowspan="2">時　間</th><th colspan="3">南海トラフ地震臨時情報</th></tr>
<tr><th>プレート境界の M8 以上の地震</th><th>M7 以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始</td><td>今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
2 時間程度
～1 週間</td><td><u>巨大地震警戒対応</u>
【市全域】
・日頃からの地震への備えを再確認する等
【土砂災害警戒区域】
・要配慮者の避難
・それ以外は自主的に避難</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
【市全域】
・日頃からの地震への備えを再確認する等
【土砂災害警戒区域】
・自主的に避難</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
【市全域】
・日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>1 週間後
～2 週間</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
【市全域】
・日頃からの地震への備えを再確認する等
【土砂災害警戒区域】
・自主的に避難</td><td rowspan="3">【市全域】
・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">【市全域】
・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>【市全域】
・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
</table>

２　巨大地震警戒対応

市は、土砂災害警戒区域を対象として、高齢者等避難を発令し、指定避難所を開設して避難者を受入れる。指定避難所での生活が困難な要配慮者は、福祉避難所を開設して避難者を受入れるとともに、協定等に基づき社会福祉施設等へ緊急入所を行う。

また、それ以外の市民に対し、室内の危険防止等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。

３　巨大地震注意対応

市は、土砂災害警戒区域を対象として、自主的な避難を呼び掛け、自主避難所を開設する。

また、それ以外の市民に対し、室内の危険防止等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。